

社会福祉法人 洛東園

役員等に対する報酬等の支給に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人洛東園評議員及び役員、ならびに第三者委員に支給する報酬等に関して、その区分及び金額の算定方法等を定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 報酬等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 評議員は非常勤とし、日額を支給する。
- (2) 役員は非常勤とし、日額を支給する。
- (3) 社会福祉法人洛東園定款（以下、「定款」という。）第23条第1項の定めにより選任された施設長が理事となる者は、常勤とし、社会福祉法人洛東園給与規程の定めにより支給される給与等を支給する。
- (4) 第三者委員は非常勤とし、日額を支給する。

(報酬等の金額の算定方法)

第3条 報酬等の金額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 評議員は、評議員会出席回1回につき8,000円とする。ただし、定款第8条により1人当たり各年度の総額が10万円を超えない範囲までとする。
- (2) 役員は、理事会及び評議員会出席回1回につき8,000円とする。
- (3) 定款第23条第1項の定めにより選任された施設長が理事となる者は、役員としての報酬は支給しない。
- (4) 第三者委員は、第三者委員会出席回1回ならびに第三者委員として業務に従事した日1日につき8,000円とする。

(支給の方法・形態)

第4条 報酬等の支給は、会合出席の都度、ならびに第三者委員は業務従事の都度に通貨で支払うものとする。

附則 1 この基準は平成29年4月1日より適用する。